

岩手県監査委員告示第37号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月9日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1（1） 監査対象機関名 岩手県紫波警察署
（2） 監査実施日
ア 予備監査実施日 平成26年1月9日
イ 本監査実施日 平成26年2月13日
（3） 監査結果の公表の日 平成26年3月4日
（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	備品管理一覧表を整理していなかった物品については、平成26年3月3日に登録処理を完了した。併せて、物品の管理については、備品取得等に伴う備品管理登録の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることにした。

- 2（1） 監査対象機関名 岩手県釜石警察署
（2） 監査実施日
ア 予備監査実施日 平成25年11月20日
イ 本監査実施日 平成26年1月7日
（3） 監査結果の公表の日 平成26年3月4日
（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが5件、113,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費5件については、平成25年12月17日に返納処理を完了した。併せて、赴任旅費の支給については、チェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めることにした。